

小作争議調査表

No. 27

(昭和八年五月分)

場 所	企救郡企救町横代	
	發生	昭和八年五月二十九日
場 所	田 四町寺	
關係人員	地主 赤木良太郎 外四名 小作人 北村萬吉 外十二名	關係地 種類面積
地主關係團體	十	小作人 關係團體
原因	小作人は昭和七年度凶作を理由とし小作料減額方を全農縣聯指達すに依り執拗に要求せし地主は不当とし福岡地方裁判所小倉支部に小作調停を申請す	
要 求 事 項	小作料立割減額要求	
經 過	<p>小作人は減額要求を不当とし拒絶せられたる爲、全農縣聯の指導上依り執拗に要求を行使し地主は協力の乏し小倉支部の調停を申請し五月八日一回調停委員会を召集し現場に出席し利益日極力加算を求めたも全農縣聯聯合委員長田原春次以下各委員應接を待て調停條件を提出し「正当の理由なし」と本契約を違ふとの場合此世に維持して地主は</p>	
結 果	<p>一地主側は小作人側と申す地、全面積を往來通り耕作せむこと。 二小作人側は七月十五日迄に地主宛に持参すこと。 三五年小作人側は十月十五日迄に小作米と地主自産米持参すこと。 四小作人側は小作米減額を要求せし場合全日取手通りとする時機に於て地主側は通報若し双方同意を以て検見を行ふこと。 五本契約に違反したる時は小作人側</p>	

(月報秀誌三六号)

財團 協調會福岡出張所

備 考	<p>一昭和七年度未納小作米六俵半は本年より小三ヶ年間に分納すこと 二本年六月八日迄に三俵と納入すこと 三小作期間中、小作人の親作に依り天災地喪其他不可抗力に依り凶作ありたる場合之が割引額に對しは小作人は納入之期地主に立会を求め双方立会の上割引額を協定し行す可く無断納入は日割引要求に應ぜず、但し小作人が立会申込みた地主に於ては不為理由なく立会を應ぜざる場合此の條に可なり。 一親作に依り収め場合日割引要求に應ぜず</p>
-----	---